

名古屋音楽大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 名古屋音楽大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、仏教精神、ことに親鸞聖人の同朋和敬の精神により真理を探究し、創造の精神を高揚して、現代に生きるまことの人間知性を開発するとともに、音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼をもって、未来を志向する芸術性ゆたかな人材を養成する。

(自己点検・評価)

第2条 前条の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動等の状況について、包括的で客観的な自己点検・評価を定期的に行い、その教育研究活動の向上を図るものとする。

2 前項の自己点検・評価を行う組織・規程は、別にこれを定める。

(学部・学科)

第3条 本学は、次の学部及び学科を置く。

音楽学部 音楽学科

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は4年とする。ただし、8年まで在学することができる。

(入学定員・収容定員)

第5条 本学の学生入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
音 楽 学 科	120名	480名
計	120名	480名

(大学院)

第6条 本学に大学院音楽研究科（修士課程）を置く。

2 大学院に関する規程は、別にこれを定める。

(研究機構)

第7条 本学に研究機構を置くことができる。

2 研究機構は、教育・研究及び公演活動の向上を図り、社会に寄与することを目的とする。

3 研究機構の組織・規程は、別にこれを定める。

第2章 教育課程

(授業科目の区分)

第8条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目は、その内容により総合教育科目、語学教育科目に分ける。

3 専門教育科目は、その内容により専門共通科目、専門理論科目、専門実技科目、共通実技科目、専門演習科目に分ける。

(教育課程の編成)

第9条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを各年次に配

当して編成する。

2 教育課程の編成及び履修方法に関することは、履修規程に定める。

(教職課程)

第10条 本学に教職課程を置き、教職に関する教育課程の編成及び履修方法に関することは、教職課程履修規程に定める。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定める履修規程に従い、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

3 本学において取得できる免許状の種類は、以下のとおりである。

免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く学部・学科等	免許状の種類	
	免許状	免許教科
音楽学部 音楽学科	中学校教諭一種免許状	音楽
	高等学校教諭一種免許状	音楽

(1年間の授業期間)

第11条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、学長が特に必要と認めるものについては、15週より短い期間で授業を行うことができる。

3 学生は、毎学期の始めにおいて、履修しようとする授業科目を学長に届け出なければならない。

第3章 単位・卒業要件

(単位の授与・評価)

第12条 単位の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、特別の定めのあるものを除いて、次の基準によるものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、本学が特に定める科目については、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(5) 卒業演奏、卒業作品、卒業論文、卒業制作、学内演奏、学内作品発表などの授業科目については、学修の成果を評価して所定の単位数を授与する。

2 各授業科目の単位認定は、試験によるものとする。

3 成績の評価は、S・A・B・C・Dをもって表わし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

(既修得単位の取扱い)

第13条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する以前及び在学中に修得した次の単位等を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、これにより与えることのできる単位数は、編入学、転学の場合を除き、あわせて60単位を上限とする。

(1) 大学又は短期大学において修得した単位

(2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修

(3) その他文部科学大臣が特に定める学修

(卒業)

第14条 本学に4年以上在学し、教養教育科目（総合教育科目）20単位以上、教養教育科目（語学教育科目）6単位以上、専門教育科目（専門共通科目、専門理論科目、専門実技科目、共通実技科目、専門演習科目）62単位以上、合計124単位以上を修得した者には、卒業証書を授与する。

(学位)

第15条 本学卒業生は、学士（音楽）と称することができる。

第4章 入学・再入学・退学・休学・編入学・転コース・転学及び除籍

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、毎学年度の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学できる者は、次の各号の一つに該当するものでなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(9) 飛び入学制度に関する資格は、別にこれを定める。

(入学許可)

第18条 入学を許可される者は、所定の選抜試験に合格した者に限る。

(入学願)

第19条 入学志願者は、次の各号の書類等を所定期間内に提出しなければならない。

(1) 本学指定の入学願書

(2) 卒業又は卒業見込に関する当該学校長の調書

(3) 最近3か月以内に写した半身脱帽名刺型の写真

(4) 別表1に定める入学検定料

(保証人)

第20条 入学を許可された者は、所定の期間内に本学所定の保証人連署の誓約書に、別表2に

定める入学金を添えて提出しなければならない。

第21条 保証人の1人は父母、後見人又は尊族親、他の1人は年令資産共に保証人としての一切の責任を履行し得る者であること。ただし、不適当と認めた場合は、その変更を命ずることがある。

第22条 保証人死亡又はその他の理由でその責を尽くすことができないときは、新たに保証人を選定して直ちに届け出なければならない。

第23条 保証人の氏名・住所に変更のあった場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。
(休学)

第24条 学生が病気又は特定の事由により修学を休止しようとするときは、その事由を記し、保証人連署で学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、休学期間は1年以内とし、特別の事由により引き続き延長する場合は、2年を限度として認めることができる。なお、休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

2 休学期間は、第4条の在学年数に算入しない。

第25条 学長は、病気又は特定の事由のため特に必要であると認めた者については、休学を命ずる場合がある。

(休学期間内の復学)

第26条 休学の事由がやんだときは、休学期間中でも許可を得て復学することができる。

(退学)

第27条 退学しようとするときは、その事由を記して保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第28条 願いによって退学した者又はやむを得ない事由により、除籍された者が再入学を願い出たときは、退学又は除籍のときから2年以内に限り、学長は教授会の議を経て、原年次又はそれ以下の年次に再入学を許可することがある。

(編入学・転コース)

第29条 第2年次あるいは第3年次において欠員のあるときは、編入学の資格ある志願者について、別に定める規程により編入学を許可することがある。

2 転コースについては、別に定める。

(転学)

第30条 他の大学の学生が、当該学長の承認書を添えて本大学に転学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。

2 他の大学に転学を志願する者があるときは、これを許可することがある。

(除籍)

第31条 次の各号の一つに該当する者は、除籍する。

- (1) 8か年在学して、なお卒業できない者
- (2) 督促を受けても、なお授業料を納付しない者
- (3) 死亡又は行方不明の者

(懲戒、退学の基準)

第32条 学生が規則に違反し、学生としての本分に反した行為をした者は、懲戒する。

2 懲戒は、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれか一つに該当した場合とする。

- (1) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (2) 学業に精進せず、成業の見込みがないと認めた者
- (3) 性行不良で、改善の見込みがないと認めた者
- (4) 正当の理由がなく、出席が常でない者

(入学・退学・除籍等の手続き)

第33条 入学・退学・再入学・休学・編入学・転学・懲戒及び除籍は、学長がこれを定める。

第5章 授業料・教育充実費

(学納金)

第34条 本学の学納金は、別表3に定める。

2 休学中の学納金については、別に定める。

第35条 学生は、学納金を指定された期日までに納入しなければならない。ただし、家庭の事情によっては、延納を許可する場合がある。

第36条 既納の学納金は、原則として返還しない。

第37条 学納金納付に関する規則は、本条に定めるもののほか、別にこれを定める。

第6章 教職員

(教職員の組織)

第38条 本学に学長・教授・准教授・講師・助教及び助手を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

3 学長は、学務を掌り、所属教職員を統督する。

4 教授・准教授・講師・助教・助手の職務は、学校教育法・その他の法令及び本学の諸規程に定めるところによる。

第39条 本学に事務職員、その他の職員を置く。

2 事務職員、その他の職員の職務は、学校教育法・その他の法令及び本学の諸規程に定めるところによる。

第7章 教授会

(教授会)

第40条 本学に教授会を置く。教授会は、教授・准教授及び専任講師をもって組織し、その他必要に応じ適当と認める者を会議に出席せしめ、意見を聞くことができる。

第41条 教授会は、学長が招集し、議長となる。ただし、構成員の4分の1以上の要請があったときには、これを招集しなければならない。

第42条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

第43条 教授会は、前条に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第44条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第8章 科目等履修生・外国人留学生・受託学生・研修員及び研究生

(科目等履修生)

第45条 本学の開講科目について履修を希望する者がある場合は、本学の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は、別にこれを定める。

(外国人留学生)

第46条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別にこれを定める。

(受託学生・研修員)

第47条 学長は、他の大学又は地方公共団体その他から、学生又は職員の教授研究又は研修を本学に委託したい旨の申出があった場合は、委託する理由、これらの学生又は職員の学歴その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教授研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、委託の申出に応ずる。

2 他の大学から委託された学生は、受託学生といい、地方公共団体その他から委託された職員は、研修員という。

3 受託学生及び研修員に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(研究生)

第48条 本学において特定のテーマについて研究を希望する者がある場合は、本学における教育研究に支障のない場合に限り、研究生としてこれを許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別にこれを定める。

第9章 学年・学期及び休業日

(学年)

第49条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第50条 学年を分けて二期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第51条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める祝日

(3) 学園創立記念日 (6月13日)

(4) 親鸞聖人ご命日 (11月28日)

(5) 夏期休暇 (学長が定める)

(6) 冬期休暇 (学長が定める)

(7) 春期休暇 (学長が定める)

2 学長は、必要がある場合は前号の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第10章 図書館

(図書館)

第52条 本学に図書館を置く。

第53条 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和53年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日からこれを施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、昭和61年度から平成8年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等				入学定員
音楽学部	器	楽	学 科	95人
	声	楽	学 科	50人
	音	楽	学 科	50人

附 則

本学則は、昭和62年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成元年9月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成2年11月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成3年10月17日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成4年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日からこれを施行する。ただし、音楽教育学科は、本学則第4条の規定にかかわらず、平成6年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則は、平成7年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成9年4月1日からこれを施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、平成9年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科		入学定員
音 楽 学 部	器 楽 学 科	95人
	声 楽 学 科	50人
	音 楽 学 科	50人

附 則

本学則は、平成10年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日からこれを施行する。

なお、第13条については平成9年度入学生から適用する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成14年9月18日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成16年10月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成18年4月1日からこれを施行する。

なお、別表1 共通科目（専門科目）のインプロビゼーションについては平成17年度から適用する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日からこれを施行する。ただし、第3条の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成19年7月19日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日からこれを施行する。なお、別表1 専門教育科目（専門共通科目）のステージ実習については、平成19年度から適用する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日からこれを施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日からこれを施行し、平成22年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日からこれを施行し、平成23年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日からこれを施行し、平成24年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日からこれを施行し、平成25年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日からこれを施行し、平成23年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日からこれを施行し、平成27年度入学生より適用する。ただし、第5章及び第11章については、平成26年度以前入学生に対しても適用する。

附 則

本学則は、平成28年4月1日からこれを施行し、平成28年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学生より適用する。ただし、第11条、13条、33条については平成28年度以前入学生に対しても適用する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日からこれを施行し、平成30年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、平成31年4月1日からこれを施行し、平成31年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、2019年5月15日からこれを施行し、2020年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、2021年4月1日からこれを施行し、2021年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、2022年4月1日からこれを施行し、2022年度入学生より適用する。

附 則

本学則は、2023年4月1日からこれを施行し、2023年度入学生より適用する。

附 則

本学測は、2023年5月24日からこれを施行し、5月24日に在籍する全ての学生に適用する。

附 則

本学測は、2023年11月18日からこれを施行し、11月18日に在籍する全ての学生に適用する。

別表 1

入学検定料

入 学 検 定 料	35,000 円
-----------	----------

※推薦入学試験については 20,000 円とする。平成 15 年度入学志願者より適用する。

※AO 入学試験については 20,000 円とする。平成 22 年度入学志願者より適用する。

※ピアノ演奏家コースについては、40,000 円とする。

※「大学入試センター試験」利用入学試験については 10,000 円とする。2020 年度入学志願者より適用する。

※学長が特に必要と認めた場合は、常任理事会の議を経て変更することができる。

別表 2

入 学 金

入 学 金	200,000 円
-------	-----------

※編入学生は免除とする。平成 22 年度編入学生より適用する。

※学校推薦型選抜(同朋高等学校音楽科特別選抜)による入学者は免除とする。

※学校推薦型選抜(提携)による入学者は入学金を 100,000 円とする。

※めいおんピアノコンクールにおいて高校生第 1 位を受賞し、ピアノ演奏家コースまたはピアノコースの選抜試験に合格した場合は、入学金を免除する。

別表 3

標準学納金（入学金を除く）

種 別	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
授 業 料	1,300,000 円	1,300,000 円	1,300,000 円	1,300,000 円
教 育 充 実 費	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円

ただし、次のコースの標準学納金は以下のとおりとする。

音楽教育コース、音楽療法コース及び音楽総合コース（入学金を除く）

種 別	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
授 業 料	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円
教 育 充 実 費	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円

音楽ビジネスコース（入学金を除く）

種 別	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
授 業 料	850,000 円	850,000 円	850,000 円	850,000 円
教 育 充 実 費	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円

指揮コース（入学金を除く）

種 別	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
授 業 料	1,400,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円	1,400,000 円
教 育 充 実 費	500,000 円	500,000 円	500,000 円	500,000 円

※学納金納付規則に従い、上記の学納金に加えて追加料金を徴収する場合がある。